

公文書が明らかにする日本軍「慰安所」制度の違法性

2013年10月17日、オール連帯 院内集会 レジメ

小林久公（強制動員真相究明ネットワーク 事務局長）

1 はじめに

日本軍慰安所制度が違法なものであったこと、日本軍が組織的体系的に設置し、管理、運営した制度であったこと、「慰安所」性暴力被害女性の送出国に日本政府が全面的に加担していたことを証明する文書はたくさんありますが、基本となる法令や文書は、次ぎの17点と思われます。

これらの文書のうち、政府の調査で、河野談話発表前までに政府が収集している文書(○印)はわずかに3点です。未だに収集されていない文書(×印)が11点、河野談話の発表後に集められた文書(△印)が1点です。▲の2点の文書は、同内容の文書が政府調査にあります。政府調査に無い同内容の文書が別にあるものです。

(1) 「慰安所」制度が国内法、国際法に違反するものであることを示す法令などの文書

- ① × 「国外移送誘拐被告事件」大審院判決（1937年(昭和12年)3月5日 判決)^①
- ② × 日本帝国刑法（法律第45号）、1907年(明治40年)4月24日
- ③ × 陸軍刑法 1908年(明治41年法律第46号)
陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約(1911年批准、1912年公布)
- ④ × 朝鮮刑事令 1910年(明治45年 制令第11号)、日本刑法を朝鮮でも施行することを定めた。
- ⑤ × 婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約^②
- ⑥ × 醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約

(2) 「慰安所」制度が、軍と政府による組織的、体系的なものであったことを示す文書

- ⑦ × 「野戦酒保規程改正に関する件」1937年(昭和12年)9月^③
- ⑧ × 「不良分子の渡支取締に関する件」外務省通達（1937年(昭和12年)8月31日）^④
- ⑨ ○ 「支那渡航婦女の取扱に関する件」1938年(昭和13年)2月23日 第5号警保局長通達^⑤
- ⑩ △ 「内務大臣決裁書」、上記警保局長通達を出すにあたっての内務大臣の花押のある決裁書^⑥
- ⑪ ○ 「軍慰安所従業婦等募集に関する件」1938年(昭和13年)3月4日 陸軍省通達^⑦
- ⑫ × 「渡支邦人暫定処理に関する件」閣議決定の文書 1940年(昭和15年)5月7日^⑧
- ⑬ ▲ 「『渡支邦人暫定処理の件』打合事項」^⑨
- ⑭ × 「営外施設規程」 1943年(昭和18年)^⑩
- ⑮ ○ 「慰安所規則」¹¹

(3) 「慰安所」制度が戦争犯罪であり、強制によって行われたことを示す文書

- ⑯ × 東京裁判に提出された証拠と起訴状、判決文¹²
- ⑰ ▲ バタビアの慰安所事件裁判の起訴状と判決文¹³

2. 文書の説明

これら17点の基本文書のうち、最重要のものとして私は、⑦番の「野戦酒保規程改正に関する件」、⑩番の「内務大臣決裁書」、⑰番のバタビア慰安所事件裁判文書の3点と考えられますので

の文書を中心にお話しさせていただきます。

(1) 「野戦酒保規程改正に関する件」について

この文書は、永井和教授によって知られるようになったものですが、陸軍省がそれまでの酒保規程を改正して、「慰安所」設置の法令を定めたものです。改正理由に「慰安施設を為し得ることを認むるを要するに依る」と書かれています。この規程で、「慰安所」を軍が設置し、運用、管理を行うことが公式に可能となりました。軍中央のこの法令を根拠に、各師団レベルでは、「営外施設規程」などの規定をつくり、各部隊長に「慰安所」の設置、運営、管理を命じます。各部隊では、「慰安所規則」などをつくり将兵達が利用することになります。

このように日本軍の「慰安所」制度は、軍中央から末端まで、組織化され、体系化された制度だったことをこれらの文書は物語っています。しかし、政府調査に集められた文書に各部隊が定めた「慰安所規則」が山ほどありますが、「野戦酒保規程」や「営外施設規定」は含まれていません。また、この酒保規程改正以降、警察の取締りに変化が生まれます。

(2) 1938年までは、警察は違法行為を取り締まっていた

1907年3月に帝国議会に「在外国売淫婦取締り法制定」請願が第23回帝国議会に出され、その取り扱いについて政府の外務、内務、司法の三大臣が協議した文書がアジア歴史資料センターで見ることができます。¹⁴

この請願に対する政府の回答は、明治26年の外務大臣訓令第一号で取り締まっており、また刑法で処罰できるので、特段の取締り法の制定は必要が無いとのものでした。

日本帝国刑法(法律第45号)は、1907年(明治40年)4月24日に、1880年(明治13年)布告の刑法を廃止し、帝国議会の協賛を経て天皇が公布したもので性暴力や「慰安所」制度を犯罪とする条項とするものがあります。この明治刑法は現行法でもありますが、朝鮮刑事令によって当時は朝鮮半島にも施行されていました。

刑法には、「帝国外に移送する目的を以て人を略取、誘拐したる者は懲役、帝国外に移送する目的を以て人を売買したる者、被売者を帝国外に移送したる者は同じ」(第226条)をはじめ「逮捕及び監禁の罪」、「詐欺及び恐喝の罪」などが定められています。

陸軍刑法は、「掠奪及強姦ノ罪」を定め、戦地、占領地での住民の財産の掠奪と、その掠奪時の強姦を禁止していた、強姦そのものを禁止していたものではないと言われていますが、戦地、占領地での強姦や「慰安所」への連行は、陸軍刑法や陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約に違反する行為でした。

陸軍刑法 第九章 掠奪及強姦ノ罪

第八十六条 戦地又ハ帝国軍ノ占領地ニ於テ住民ノ財物ヲ掠奪シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯スニ当リ婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ処ス

陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約は、占領地での掠奪を禁止し、個人の生命の尊重を定めていました。

婦人及児童ノ売買禁止ニ關スル国際條約と醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ關スル国際條約を日本は批准しており、1931年には、この条約の国際連盟の調査団も日本に来ました。そして、日本は国際条約を遵守し、違法行為をきちんと取締りを行っている旨回答していました。

婦人及児童ノ売買禁止ニ關スル国際條約には、次のような内容があります。¹⁵

- ① 何人たるを問わず他人の情欲を満足せしむる為、醜業をを目的として未成年の婦女を勧誘し、誘引し、又は、誘拐したる者は、本人の承諾を得たるといえども・・・罰せらるべし。
- ② 何人たるを問わず他人の情欲を満足せしむる為、醜業を目的として、詐欺により、又は暴行、

脅迫、権力乱用その他一切の強制手段をもって、成年の婦女を勧誘し、誘引し、又は、誘拐したる者は、・・・罰せらるべし。

1904年の国際協定と1910年の国際条約に加入することを条件に、1921年に国際連盟で成立し、日本も批准した。日本は、年齢制限が21歳であることに對し18歳でとの留保を付けたが、1927年に留保を撤廃しました。¹⁶

また、朝鮮、台湾、関東租借地、樺太、南洋委任統治領に適用されないことを宣言していますが、日本国籍の船舶は宣言の対象外ですし、日本帝国刑法の下にある朝鮮からの帝国外移送は違法でした。

i 日本軍「慰安所」の始まりはいつか

1932年(昭和7年)の1月～3月に行った第一次上海事変の頃から軍隊「慰安所」が作られて行ったと考えられています。

1938年(昭和13年)11月から翌年に渡って中国で行われた関東軍特種演習の時には、3千人から1万人の「慰安所」被害女性が朝鮮から送られていたとのことです。

ii 警察が犯罪を取り締まっていた例

×「国外移送誘拐被告事件」大審院判決 (1937年(昭和12年)3月5日 判決)

この事件は、昭和7年3月ごろ、海軍指定慰安所の名称のもとに、醜業に従事すべき日本婦女を内地に於いて甘言を持って雇入れたことが誘拐罪であり、15名の婦女を上海に移送したことを「国外移送誘拐罪」として、有罪判決を下したものです。

また、別に「満州」の「カフェー」で働かせるために「女給」が必要と考えて、静岡県内で女性をだまして、「満州」へ連れて行った被告人らに未成年国外移送目的誘拐罪が成立すると認めた大審院判決もあります。¹⁷

(3) 1938年以降 警察が違法を黙認し、身分証明書を発行して渡航を許可する

○ 「支那渡航婦女の取扱に関する件」1938年(昭和13年)2月23日 警保局長5号通達

この通達は、まさに違法黙認許可通達ともいえる文書です。この通達は、国内法や国際法を守って身分証明書の発行を行えとの内容のものですが、この通達で21才以上の「醜業婦」としてはいますが、それまで行われていた渡航取締りをせずに「黙認する」としたことにより、「慰安所」被害女性の海外渡航を事実上黙認することになり、警察と軍は連携して「慰安所」被害女性の送出国内法違反することを認識しながら身分証明書の発給を行うこととなります。この「黙認」という言葉にはそのような効果があったと思われます。この通達には次のようなことが書かれています。

「婦女の渡航は現地の実情を考えると必要やむを得ざるものがある。警察当局においても特殊の考慮を払い実情に応じた措置を講ずる必要があると認められけれども、これ等婦女の募集周旋等の取締りに適正を欠いたなら、帝国の威信を傷つけ皇軍の名誉を害するのみならず、銃後国民特に出征兵士家族に好ましからざる影響を与えるとともに、婦女売買に関する国際条約の趣旨に反しないようにするのも難しいので、いろいろ現地の実情その他諸般の事情を考慮し、今後の取扱は左記各号に準拠すること」として、事実上醜業を営んでいる者で、満21才以上の者の渡航を「当分の間これを黙認することとし、身分証明書の発給を行うこと」また、「軍の了解」、「軍と連絡」あるような言辭は使わないようにと通達しています。まさに証拠隠滅指示です。そして、身分証明証の発行手続きを述べているものです。

×「内務大臣決裁書」、警保局長通達を出すにあたっての内務大臣の花押のある決裁書

この文書は、前記の警保局長 5 号通達を出すに当たっての、内務大臣の決裁書で、デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」の慰安婦関連歴史資料第一巻に「警察庁関係公表資料」として公開されていますが、警察庁が 1996 年 12 月になって出してきたもので、河野談話の事実認定には含まれていませんでした。

「慰安所」被害女性の送出国内法、国際法に違反するかも知れないことを認識しながら身分証明書の発給を命じる通達を内務大臣が OK したものです。

この大臣決裁と通達により、その後、警察は、私娼、公娼の取締りはしますが、軍隊「慰安所」への渡航を事実上黙認することとなります。

軍も警察と同様の通達を出します。1992 年に吉見義明教授が発見し、政府の調査のきっかけになったものですが、「軍慰安所従業婦等募集に関する件」1938 年(昭和 13 年)3 月 4 日 陸軍省通達には、「慰安所設置のため従業婦等を募集するのにあたり、派遣軍において統制し、その実施にあたっては、関係地方の憲兵及び警察当局との連携を密にして、軍の威信保持、並びに社会問題上遺漏なきよう配慮するようにせよ」と書かれています。

「軍の威信保持、並びに社会問題上遺漏なきよう」というのは、犯罪を分からないように行えということであり、それを警察当局と連携を密にしてやれというものです。

(4) × 「渡支邦人暫定処理に関する件」閣議決定の文書と ▲ 「『渡支邦人暫定処理の件』打合事項」

1938 年の警保局長通達で「慰安所」被害女性の海外送出国制度が確立していきませんが、占領地での日本人の活動がインフレを招き、一般人の渡航を禁止することになり、そのための閣議決定が行われます。

しかし、「慰安所」被害女性の海外送出国は禁止されることなく、引続き許可される対象のままです。その結果として、前記の内務大臣決裁の枠を超えて、閣議決定で「慰安所」被害女性の海外渡航を認めることになり、政府の決定として「慰安所」被害女性の海外送出国の手続きを進めることになりました。

▲ 「『渡支邦人暫定処理の件』打合事項」

上記の閣議決定の文書は、「左記に該当する場合に限り所轄警察署長に於いて身分証明書を発給し渡航せしむ」としています。

その身分証明書を発行して渡航を許可する対象に「慰安所」被害女性も含まれていました。その実施について打合せをした「『渡支邦人暫定処理の件』打合事項」という公文書が外交史料館にあります。

そこでは、「慰安所」被害女性の身分証明書の発行は、「軍慰安従業婦」の渡航について、軍の証明書を最寄りの領事館に提出し、その領事館警察署が渡支理由証明書を発行する。」としています。

国として軍「慰安所」性暴力被害女性の送出国を認め、その手続きを関係省庁で打合せて実施することにしたのです。

○ 「『渡支邦人暫定処理ノ件』打合事項」

上記文書とは別な文書が政府収集文書にありますが、そこでは「現地憲兵隊に於いて軍属、軍属雇人に非ざる者に対し(主として特殊婦女)証明書を発給し、之により渡支せしめおらるる向きあるも右は所定の通り領事館発給の証明書に依らしむ様取計られたし」と書かれています。

これらの公文書で明らかなのは、日本政府が、閣議決定と各省協議によって、日本軍「慰安所」被害女性の海外渡航制度を仕上げたのです。

3. 「慰安所」制度が戦争犯罪であり、強制によって行われたことを示す文書

× 東京裁判に提出された証拠と起訴状、判決文

東京裁判でも、中国で「慰安所」に中国人女性を軍が強制連行し、強姦した事実を認定し、畑俊六氏、松井石根氏、武藤章氏らの責任を問ひ有罪判決が出されています。また、その証拠も出されています。¹⁸

A 級戦犯として起訴された畑俊六氏、松井石根氏、武藤章氏らに、中国での日本軍の性暴力についてその責任が問われました。その判決に次のように書かれています。

「日本軍は、長沙を占領した後に、同地方のいたるところで殺人、強姦、放火及びその他数々の残虐行為をほしきままに行った。それから広西省の桂林と柳州に向けてさらに南下した。

桂林を占領している間、日本軍は強姦と略奪のようなあらゆる種類の残虐行為を犯した。工場を設立するという口実で、彼らは女工を募集した。こうして募集された婦女子に、日本軍対のために醜業を強制した。1945 年 7 月に、桂林から撤退する前に、日本軍隊は放火班を編成し、桂林の全商業区域の建築物に放火した。」(日本語のページ 181 ページ)

また、この証拠として東京裁判に提出された書証番号 353 の文書には、「工場の設立を宣伝し四方より女工を招致し、麗澤門外に連れ行き脅迫して妓女として獣の如き軍隊の淫楽に供した。」と記述されています。¹⁹

2007 年に「慰安所」被害女性の強制連行を示す証拠として林博史教授が、東京裁判の証拠のなかから 7 点を発表していますが、政府はその文書を今日も集めていません。

▲ バタビアの慰安所事件裁判の起訴状と判決文

河野談話の発表の際に内閣外政審議室の調査結果が公表されていますが、「慰安婦の募集については、・・・官憲等が直接これに加担する等のケースもみられた。」と述べられています。

この事実認定の根拠になった事項として、当時内閣外政審議室で調査にあたった東義信審議官が、1997 年 3 月に「日本の前途と歴史教科書を考える若手議員の会」(事務局長 安倍晋三氏)らの勉強会で次のように述べています。

「(河野談話の時の調査で)官憲等が直接これに加担したことが明らかになったケースがあった。(中略) 強制的に持ってきまして、いわゆる慰安所をつくって慰安所に入れたという事例がございます。これは極刑を受けて・・・それが極東裁判がおかしいという論議があれば別でございますけれども、それがあったということでございます。バタビア事件が一つあった。(中略) それがあって、それともう一つは、韓国政府の報告書などを踏まえて、こうゆう表現になった」
「(文書が無いとは) その当時、つくられた公文書の中にはなかったと言っているわけです。」と。

このことは『歴史教科書への疑問』(1997 年 12 月発行 展転社)に収録されています。安倍さんは、このことを知りながら「文書は無い」と言い続けているのです。

そして、今年 6 月の赤嶺議員の質問主意書で、『ジャワ島セラマン所在の慰安所関係事件』について、『判決事実の概要』を記しているが、そこには、『ジャワ島セラマンほかの抑留所に収容中であったオランダ人女性らを慰安婦として使う計画の立案と実現に協力したものであるが、部下の軍人や民間人が上記女性らに対し、売春をさせる目的で上記慰安所に連行し、宿泊させ、脅すなどして売春を強要するなどしたような戦争犯罪行為を知り又は知り得たにもかかわらずこれを黙認した』などの記述がある。間違いはないか。」との問いに、「内閣官房内閣外政審議室が平成五年八月四日に発表した「いわゆる従軍慰安婦問題の調査結果について」において、御指摘のような記述がされている。」と、「売春をさせる目的で上記慰安所に連行し、宿泊させ、脅すなどして売春を強要するなどした」との記述のあることを認める答弁をしながら、「これらの記述は、『軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述』にあたらぬのか。」との問いには、「同日の調査結果の発表までに政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述も見当たらないところである。」と答弁しているのです。

この河野談話が、「慰安婦」の募集については、・・・甘言、強圧による等、本人たちの意思に反

して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。」述べた根拠となっていたバタビアの慰安所事件裁判関係文書が、この度、国立公文書館で公開され大きなニュースになりました。

しかし、政府は、この裁判記録を「(オランダ政府が持っている裁判関係文書と)同一性が確認されるものではない」として無視しようとしています。

オランダ政府が持っている裁判関係文書は、1992年にオランダハーグの公文書館から梶村太一郎さんがそれらの文書を入手して紹介していますが、その文書と比べると同内容の文書であることは明らかです。

4. おわりに

今日では、この他にも日本軍「慰安婦」制度が、国内法、国際法に違反した犯罪であり、「慰安所」性暴力被害者が強制連行された事実を示している文書がたくさんありますが、その中でも日本の司法が事実認定した判決文が多数あります。今回の報告では割愛しましたので、ブックレットが出ていますので是非お読み下さい²⁰

「慰安所」性暴力被害者の問題解決をどのようにすればよいのでしょうか、被害者は、日本政府に解決を求めています。この問題を解決できる当事者は日本政府以外ありません。

その解決の障害が二つあります。一つは、日本政府がきちんとした事実認定に至っていないこと、もう一つが、法的に解決済みの論理にとらわれていることです。このことについては川上弁護士がその解決方法をお話になると思いますが、日韓請求権協定で解決したのかどうかについて、三つの文書をお知らせします。

イ 「日韓請求権問題の未解決点について」1964年12月12日付 大蔵省理財局

ロ 「第7次日韓全面会談における請求権委員会について」1965年3月5日大蔵省発 外務省宛

ハ 「主席代表会合等において当面韓国側に対して確認を求めるべき事項」1965年3月12日

これらの文書で明らかになることは、請求権協定の「完全かつ最終的に解決されたこととなる」との法的意味が、結局は曖昧なまま日韓会談は終わり「解決の対象となる請求権の範囲」は確定できないままであるということです。

私たちが、このような文書を探し出し、法的解決の方法を提示するのは、安倍総理大臣を攻撃するためではありません、安倍総理大臣がきちんとした解決を出来るように、その道筋を掃き清めているのです。一日も早く、この問題の解決が行われますようみなさまにご尽力をお願いして私の報告を終わらせて頂きます。

(2013年10月17日)

① 昭和十一年(れ)第三〇二一號、1937年(昭和12年)3月5日 大審院第四刑事部判決 出典『大審院刑事判例集』第十六卷(上)法曹会(同十三年十二月十日発行)「国外移送誘拐被告事件」P254

② アジア歴史資料センター レファレンスコード A03033683300

③ アジア歴史資料センター レファレンスコード C01001469500

④ 所蔵先 外交史料館 『支那事変二際邦人ノ渡支制限並取締関係雑件1』外務省発 各地方長官宛

⑤ デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」の慰安婦関連歴史資料第一巻の「警察庁関係公表資料」にある。

⑥ 同上

⑦ 同上 第二巻の「防衛省関係資料」にある。

⑧ 外交史料館 『支那事変に際し邦人の渡支制限並取締関係雑権 暫定処理要綱』にある。

⑨ 同上

⑩ アジア歴史資料センター 【レファレンスコード】C13010769700

11 デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」の慰安婦関連歴史資料第一巻に「防衛庁関係公表資料」にある。

12 国立公文書館、国立国会図書館に所蔵

13 国立公文書館、BC級(オランダ裁判関係)バタビア裁判・第5号、第69号、第106号

14 「在外国売淫婦取締法制定ノ請願」【レファレンスコード】B03041448100

15 参照、『従軍慰安婦』(岩波新書、吉見義明著) P164

-
- 16 アジア歴史資料センター レファレンスコード : A03034139000
 - 17 国外誘拐移送同未遂国外誘拐被告事件判決 (昭和十年(れ)第四九二号)、1935年昭和10年6月6日 第二刑事部判決。 出典、『大審院蔵版 大審院刑事判例集 第十四卷』(法曹会発行)
「満州」の「カフェー」で働かせるために「女給」が必要と考えて、静岡県内で女性をだまして、「満州」へ連れて行った被告人らに未成年国外移送目的誘拐罪が成立すると認めた大審院判決である。(静岡事件)
 - 18 国立公文書館所蔵 A級極東国際軍事裁判記録(和文)(NO. 163)
【レファレンスコード】A08071307600【画像数】303枚の183枚目に記載されている
 - 19 同館所蔵 A級極東国際軍事裁判記録(和文)(NO. 16)
【レファレンスコード】A08071277100【画像数】427枚の209枚目
 - 20 『司法が認定した日本軍「慰安婦」』(かもがわ出版、坪川宏子・大森典子編著)